

トピックス

- [海南自由貿易港の建設の総体案に関するご紹介](#)

法令速報

- [新型コロナウィルスの感染拡大に係る民事案件の審理に関する最高人民法院の指導意見\(三\)](#)
- [工業・情報化部などの 5 部門、「ダブルクレジット政策」を改正](#)
- [国家発展改革委員会と商務部、2020 年版の外商投資参入ネガティブリストを公布](#)
- [最高人民法院、三つの司法文書に対する意見を公に募集](#)
- [国家知的財産権局、「商標権侵害判断基準」を公布](#)
- [商務部等の 5 部門、「外国投資者の上場企業に対する戦略的な投資に関する管理弁法\(改定草案の意見募集案\)」に対する意見を募集](#)

弁護士コラム

- [「サイバーセキュリティ審査弁法」の重点の解説](#)

重要法令対訳

- [最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」\(第四章\)\(中日対訳\)](#)

海南自由貿易港の建設の総体案に関するご紹介

2020 年 6 月 1 日に、中国共産党中央委員会と国務院が公布した「海南自由貿易港建設総体方案」(以下「総体案」)の中では、全海南島の自由貿易港化に向けた建設の必要性が提起されました。多くの企業、特に、外資企業にとっては、今後の中国における区域の分布、および産業チェーン中長期計画の実施面において、海南自由貿易港の関連政策の利用の可否を重点的に考慮することができます。以下におきましては、「総体案」の関連内容に対し、簡単にご紹介を行います。

一 全体における位置付け

「総体案」においては、海南省に対する位置付けが「海南自由貿易港を中国の新たな時代を迎えるための対外開放の鮮明な旗印、および重要かつ開放的な門戸となるように打ち立てる」という旨が明確にされています。具体的には、「全面深化改革開放試験区、国家生態文明試験区、国際旅遊消費中心、および国家重大戦略服務保障区」という四つの面が含まれています。現行の自由貿易試験区に比べ、国家の海南自由貿易港に対する位置付けは、更に高いものと考えられます。

二 方案の主要な内容

「総体案」の主要な内容は、「6+1+4」に総括することができます。

「6」というのは、貿易の自由化と利便化、投資の自由化と利便化、越境資金流動の自由化と利便化、人員入出の自由化と利便化、運輸往來の自由化と利便化、およびデータの安全かつ秩序的な流動を指しています。

「1」というのは、現代的な産業体系の構築を指しています。大々的に旅行業、現代サービス業および高度先端技術産業の発展が推進され、経済の革新力と競争力が増強されます。

「4」というのは、徴税の強化、社会の統治、法治、リスクの予防・抑制などの4つの面における制度の確立を指しています。

三 期間の手配

「総体案」によりますと、海南自由貿易港の建設は、手順と段階を分けて行われます。第一段階は、2025年以前であり、重点的に貿易と投資の自由化と利便化をめぐって建設が行われ、かつ、全島を中国国内とする税関の専門区域化(中国語:「封関」)の運営が時機にかなって始動されます。第二段階は、2035年以前であり、開放政策と関連制度の手配がより一層最適化・完全化され、上述の「6」つの利便化が全面的に実現され、高水準の自由貿易港の建設が推進されます。

四 企業に対する直接の影響

海南自由貿易港の建設の企業に対する直接の影響は、主に以下の四つの面で体现されています。

一つ目は、投資の自由化と利便化に関する面です。海南自由貿易港においては、「非禁即入」制度が実施され、原則として政府は許認可審査を取り消し、外商投資に対する参入前内国民待遇、および自由貿易港専用のネガティブリスト管理制度が実施されます。

二つ目は、貨物貿易のゼロ関税に関する面です。全島の「封関」以前においては、四種の物品の関税が、リスト管理を通じて免除されます。その一種類目は生産手段、二種類目は原料・補助材料、三種類目は交通機関、および四種類目は海南島内の住民の消費財です。全島の「封関」以降においては、極めて少数の製品を除き、その他はいずれも輸入関税が取り消されます。

三つ目は、所得税の優遇に関する面です。「総体案」においては、二つの段階に分けて、企業・個人所得税に対する税制上の優遇が実現されます。具体的には、下表の示すとおりです。

実施段階	優遇対象	優遇措置
2025 年以前	奨励類産業の企業	15%の基準に従った企業所得税の徴収
	旅行業・現代サービス業・高度先端技術産業の企業	2025 年以前に新たに増える中国国外からの直接投資により取得する所得に対する企業所得税の徴収免除
	資本的支出	支出の発生当期における一括の課税前控除または減価償却と繰延資産償却の加速の許可
	高度人材および不足人材	15%の基準に従った個人所得税の徴収
2035 年以前	海南自由貿易港に登録されており、かつ、実質的に運営している企業（ネガティブリストの産業は除く。）	15%の基準に従った企業所得税の徴収
	一つの納税年度内に海南省における累計居住期間が満 183 日に達する個人	海南省の範囲内を取得財源とする総合所得および経営所得に対する 3%、10%、15%の三ランクの超過累進税率に従った個人所得税の徴収

四つ目は、サービス業の開放に関する面です。旅行、現代サービス業および高度先端技術の三大産業市場への参入許可障壁が大幅に減少され、特に、種苗、海運、電気通信、ビジネスサービス、金融、医療、教育、文化、体育などの重点分野においては、サービス業の開放の程度が拡大されます。

このほかにも、外国人ビザおよび就労許可証、越境資金の流動、外債の管理、知的財産権の保護、データの越境伝送・処理などの面においても、海南自由貿易港では一連の利便化と緩和の改革措置が推進され、引き続き関心を寄せる価値のあるものと思われます。

新型コロナウイルスの感染拡大に係る民事案件の審理に関する最高人民法院の指導意見(三)

6 月 16 日の午前に、國務院新聞弁公室において記者会見が開かれ、「新型コロナウイルスの感染拡大に係る民事案件の法による適切な審理に関する最高人民法院の指導意見(三)」(以下「意見三」)が公布された。

「意見三」においては、感染拡大の影響を比較的に深刻に受けている運輸契約および渉外商事・海事案件の法律の適用に関する問題に焦点が当てられ、19 条の具体的な指導意見が提出されている。「意見三」の主な内容は、次の四つの面に要約することができる。

一つ目は、訴訟当事者、ならびに訴訟における証拠、時効および期間である。この部分においては、主に感染拡大の影響を受けた当事者の身分証明書類および授權委託書の提出延期、立証期限延長の申請、中国国外の公文書の公証または関連証明手続の速やかな取扱いの不能性、答弁書の提出および控訴提起の延期申請、中国国外の裁判所が下した判決・裁定の承認および執行、中国国外の仲裁機構が下した裁決の時効中止申請などの問題が明らかにされている。

二つ目は、法律の究明と適用である。感染拡大の影響を受けて、法律適用の面における最も主要な課題は、不可抗力規則とそれに類似する規則をどのように理解し、適用するかという点である。「意見三」においては、中国法を適用する場合には、不可抗力規則の具体的な適用につき、「意見一」に従って実行する旨が明らかにされており、中国国外の法律を適用する場合には、その中国国外の法律における不可抗力規則に類似する成文法の規定、または判例法の内容を正確に理解し、正確に適用すべきである旨が強調されている。特に、「中国法における不可抗力の規定をもって中国国外の法律の類似規定を当然のように解釈してはならない」という旨が指摘されており、国際条約の適用方法と「国連国際貨物販売契約公約」の適用が明確にされている。

三つ目は、感染拡大の影響を受けている運輸契約、渉外商事および海事・海商案件の法律適用の問題である。これらの案件は当事者の権利と義務の調整と均衡にかかわっており、早急に取り扱われる必要がある。この部分の内容は、「意見一」の規定が渉外商事・海事裁判の分野において具体的に細分化されたものである。

四つ目は、訴訟の特例措置と香港・マカオ・台湾にかかわる案件を参照した執行である。近年の「智慧法院」構築の成果に基づき、「意見三」においては、感染拡大に関連する渉外商事・海事紛争などの案件の審理につき、積極的な訴訟の特例措置の開拓、地域間訴訟サービスの最適化、ならびにオンライン訴訟サービス規程および操作マニュアルの整備が定められている。

法規原文「<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-236501.html>」

工業・情報化部などの 5 部門、「ダブルクレジット政策」を改正

2020 年 6 月 15 日に、工業・情報化部など 5 部門は、「『ダブルクレジット政策(中国語:乗用車企業平均燃料消耗量与新能源汽车積分并行管理并法)』の改正に関する決定」(以下「決定」)を公布した。「決定」は 2021 年 1 月 1 日から施行される。

「決定」の主な改正内容は以下のとおりである。

一つ目は、従来の乗用車の省エネを誘導する措置の追加である。二つ目は、新エネルギー自動車クレジットの柔軟な措置の改善である。三つ目は、関連企業の認定条件の緩和である。四つ目は、燃焼用のアルコール・エーテル燃料を使用する乗用車の計算範囲内への追加である。

「決定」においては、低燃費車を生産・供給する企業に対し、新エネルギー自動車クレジット基準達成値の計算時における特典が与えられており、2021 年から 2023 年にかけての低燃費車の生産量・輸入量の従来型車のそれに占める割合が、段階的に 0.5 倍→0.3 倍→0.2 倍と推移する旨が明確にされている。さらに、同一の外資系親会社の傘下にある合併企業の間、および中国国内の自動車企業と、その株式を保有する中国国外の生産企業が授権する輸入・供給企業との間における平均燃料消費量クレジットの譲渡が許可されている。このほかにも、2021 年から 2023 年までの期間における新エネルギー自動車クレジット比率の要求が明確にされており、それぞれ 14%、16%および 18%とされている。

法規原文

「<http://www.miit.gov.cn/newweb/n1146285/n1146352/n3054355/n3057254/n3057264/c7988507/content.html>」

国家発展改革委員会と商務部、2020 年版の外商投資参入ネガティブリストを公布

国家発展改革委員会と商務部は 2020 年 6 月 23 日、第 32 号令と第 33 号令を発表し、それぞれ「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020 年版)」と「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2020 年版)」を発表した。2020 年 7 月 23 日から施行される。

今回の改正においては、外商投資参入ネガティブリストの項目がさらに削減されており、このうち、全国における外商投資参入ネガティブリスト項目は、40 条から 33 条に減少され、自由貿易試験区における外商投資参入ネガティブリストは、37 条から 30 条に減少されている。主な変化は以下のとおりである。

一つ目は、サービス業の重点分野の開放プロセスの加速である。金融分野においては、証券会社、証券投資基金管理会社、商品先物会社、および生命保険会社の外資持株比率に対する制限が取り消されている。インフラ分野においては、人口が 50 万人以上の都市の給水管・排水管ネットワークの建設・経営の中国側出資者支配株主化の規定が取り消されている。二つ目は、製造業・農業への参入規制の緩和である。製造業分野においては、商用車の製造に関する外資持株比率の制限が解除され、外商は放射性鉱物の製錬・加工および核燃料の生産に投資してはならないという規定が取り消されている。農業分野においては、小麦の新品種の育成と種子の生産について、中国側出資者の支配株主化から、中国側出資者の持株比率 34%以上へと緩和されている。三つ目は、自貿易試験区における継続的な開放に関する試行の実施である。医薬分野において、外商はせんじ薬用の漢方薬に投資してはならないという規定が取り消されている。教育分野においては、外商が単独で出資する学制の設けられた職業教育機関の設立が許可されている。

法規原文「https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/xwfb/202006/t20200624_1231924.html」

最高人民法院、三つの司法文書に対する意見を公に募集

最高人民法院は 6 月 10 日から「商業秘密侵害紛争をめぐる民事案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(意見募集案)」、「インターネット知的財産権侵害紛争をめぐる法律適用の問題に関する回答(意見募集案)」、および「電子ビジネスプラットフォームに係る知的財産権紛争案件の審理に関する指導意見(意見募集案)」につき、社会に向けて意見を募集している。

全体的に見ると、「商業秘密侵害紛争をめぐる民事案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈(意見募集案)」においては、商業秘密に関する民事事件の審理の各方面に関連が及んでおり、商業秘密の認定、商業秘密の侵害に対する判断、立証責任の移転、刑事・民事交錯案件の処理、行為に対する保全、損害賠償、管轄、新法と旧法の整合性などの問題が含まれている。「不正競争防止法」の関連規定が細分化・明確化されただけでなく、一部の空白が補てんされている。

最高人民法院の研究によって形成された「インターネット知的財産権侵害紛争をめぐる法律適用問題に関

する回答(意見募集案)」においては、電子ビジネスプラットフォームの経営者が知的財産権者の法により発送した通知を受け取った後に、速やかに削除、ブロック、リンク切断などの必要な措置を取らなかった場合においては、損害の拡大部分に対し、ネットユーザーまたは電子ビジネスプラットフォーム内の経営者と共に連帯責任を負う旨が規定されている。さらに、悪意のある声明の提起により、ネットワークサービスプロバイダまたは電子ビジネスプラットフォームの経営者が、当該必要措置を終了させ、知的財産権者の損害を拡大させた場合には、人民法院は知的財産権者の請求に基づき、悪意のある声明の提示者の損害拡大部分に対する賠償責任を加重することができるという旨が規定されている。

このほかにも、法により電子ビジネスプラットフォームの各当事者の合法的な權益を保護し、電子ビジネスプラットフォームにかかわる知的財産権紛争案件を正確に審理するため、「電子ビジネスプラットフォームに係る知的財産権紛争案件の審理に関する指導意見(意見募集案)」においては、知的財産権の厳格な保護の原則が堅持され、法による電子ビジネスプラットフォームを通じた偽造品や海賊版などの権利侵害商品の提供行為の制止が明確にされており、電子ビジネスプラットフォームの経営者は、公正と自由意志の原則に違反し、サービス契約の締結、取引規則の設定、または技術手段の利用を通じ、商品やサービスの提供価格、販売対象、販売地域などの面において、プラットフォーム内の経営者に対して不合理な制限を設けてはならないという旨が規定されている。

2020 年 7 月 27 日までの期間においては、文書の郵送または電子メールをもって以上の三つの司法文書に対する意見を提出することができる。

法規原文「<https://www.chinacourt.org/article/detail/2020/06/id/5289821.shtml>」

国家知的財産権局、「商標権侵害判断基準」を公布

法律の執行基準を統一し、商標専用権の保護を強化するため、2020 年 6 月 15 日に、国家知的財産権局は「商標権侵害判断基準」を公布した。全 38 条の基準においては、商標の使用、同一または類似の商品、同一または近似の商標、混同の誘発、販売者の免責、権利の衝突、適用の中止、権利者の識別などの内容が詳細に規定され、執行関連部門の法による行政上の具体的な実務の指針が提供され、市場の主体のための透明度と予見性の高い知的財産権保護のための環境が構築されている。具体的な基準の導入に伴い、異なる地域における商標権侵害の判定基準の不一致性により、企業にもたらされる権利の保護の困難性の回避が可能になるものと考えられている。

法規原文「<http://www.sipo.gov.cn/gztz/1149656.htm>」

商務部等の 5 部門、「外国投資者の上場企業に対する 戦略的な投資に関する管理弁法(改定草案の意見募集案)」に対する意見を募集

6 月 18 日に、「外商投資法」およびその実施条例、「外資増加の促進に係る若干の措置に関する国务院の通知」(国発[2017]39 号)、ならびに「積極的な外資活用による経済の品の高い発展の推進に向けた若干の

措置に関する国务院の通知(国発[2018]19号)の関連政策措置を徹底的に実施するため、商務部、国务院国有資産監督管理委員会、税務総局、市場監督管理総局、中国证券監督管理委員会、外国為替管理局などの5部門は、「外国投資者の上場企業に対する戦略的な投資に関する管理弁法(改定草案の意見募集案)」(2005年第28号令、以下「弁法」)を全面的に改定し、意見募集案を公に公開している。

「弁法」においては、支配株主ではない外国投資者、またはその全額出資者の資産総額に対する要求が低減されており、1億米ドルの資産の所有、または5億米ドルの資産の管理から、それぞれ5000万米ドルの資産の所有、または3億米ドルの資産の管理へと減少されている。さらに、外国投資者の継続的な持株期間が3年から12か月に変更されており、ただし、証券法およびその関連規定において、当該期間に対するより長期の期間が定められている場合には、その規定に従うこととされている。このほかにも、外国投資者による上場会社の新株割当発行の方法を通じた戦略的な投資の実施時における持株比率の要求が取り消されている。協議による譲渡の方法を通じて戦略的な投資を実施する場合には、持株比率の要求は10%から5%に低減されており、買収の申入れの方法を通じて戦略的な投資を実施する場合には、買収予定の上場会社の株式の比率は、発行済株式総数の5%を下回ってはならないという旨が明確にされている。

2020年7月19日までの期間においては、中国政府法制情報ウェブサイト、商務部ウェブサイト、電子メール、ファクシミリ、または文書の郵送を通じ、当該改定草案に対する意見を提出することができる。

法規原文「<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202006/20200602975158.shtml>」

「サイバーセキュリティ審査弁法」の重点の解説

作者:王 慧

2020年6月1日に、国家インターネット情報弁公室などの12の部門が共同で公布した「サイバーセキュリティ審査弁法」(以下「審査弁法」)が正式に実施されました。この「審査弁法」においては、重要情報インフラ運営者によるネットワーク製品・サービスの調達に対するセキュリティ審査システムが確立されており、重要情報インフラ運営者のネットワーク製品・サービスの調達に対して影響が生じます。この点にかんがみ、本文においては、「サイバーセキュリティ審査弁法」の重点的な内容に対し、解説を行います。

一、規制対象

「審査弁法」の規制対象は、重要情報インフラ運営者であり、重要情報インフラ運営者のネットワーク製品・サービスの調達は、国家の安全性に影響し、または影響するおそれのある場合には、サイバーセキュリティ審査を行うべき旨が要求されています。

重要情報インフラ運営者の範囲については、「重要情報インフラ安全保護条例(意見募集稿)」(以下「保護条例」)の規定によりますと、業界主管部門または監督管理部門が、自らの業界または自らの分野の重要情報インフラに対し、認定を行います。現在のところ、関連部門は特定の業界の重要情報インフラに対する認定基準を公布していませんが、しかし、「保護条例」の中の「重要情報インフラ」の保護の範囲を参考にしますと、以下の業界の重要ネットワーク・情報システムの運営者が、ネットワーク製品・サービスの調達時に「審査弁

法」を参照し、サイバーセキュリティ審査の実施を考慮することができるものと弊所は考えます。

- ① 政府機関およびエネルギー、金融、交通、水利、衛生医療、教育、社会保険、環境保護、公共事業などの業界・分野の組織
- ② 通信ネットワーク、ラジオ・テレビネットワーク、インターネットなどの情報ネットワーク、およびクラウドコンピューティング、ビッグデータその他の大型の公共情報ネットワークサービスを提供する組織
- ③ 国防科学技術工業、大型設備、化学工業、食品・薬品などの業界・分野の科学研究生産組織
- ④ ラジオ局、テレビ局、通信社などのニュースの採集・制作・公開・経営を扱う組織

二、サイバーセキュリティ審査の手続

「審査弁法」の第 7 条から第 15 条までの規定によりますと、重要情報インフラの運営者は、【国家インターネット情報弁公室】の【サイバーセキュリティ審査弁公室】へ、サイバーセキュリティ審査の申請を行うべきとされています。重要情報インフラ運営者が提供する申請資料に基づき、関連部門はそのネットワーク製品・サービスの調達をもたらすおそれのある国家の安全リスクに対し、重点的な審査を行います。そのうち、具体的な申請資料・審査要素・審査期間は、次に示すとおりとされています。

- ① 申請資料
 - ・ 申請書
 - ・ 国家の安全性への影響、または影響のおそれに関する分析報告
 - ・ 調達文書、協議書、締結予定の契約など
 - ・ サイバーセキュリティ審査業務に要するその他の資料など
- ② 審査要素
 - ・ 製品・サービスの使用後にもたらされる重要情報インフラが違法に制御され、妨害もしくは破壊に遭遇し、または重要資料が窃取・漏えい・破損されるリスク
 - ・ 製品・サービスの供給中断の重要情報インフラ業務の連続性に対する危害
 - ・ 製品・サービスの安全性・開放性・透明性、起源の多様性、供給ルート信頼性、および政治・外交・貿易などの要素により、供給の中断が引き起こされるリスク
 - ・ 製品・サービスの提供者の中国の法律、行政法規、および國務院所属の各部・委員会が制定する規範性文書の順守状況
- ③ 審査期間
 - ・ 仮審査【30 営業日+15 営業日(状況が複雑なとき)】:→サイバーセキュリティ審査弁公室における【審査の結論と提案】の形成、ならびにサイバーセキュリティ審査システム構成組織および重要情報インフラ保護業務関連部門への発送および意見の聴取→これらの部門の書面による意見の返答(15 営業日以内)→意見の一致→審査の結論の形成、および書面による運営者への通知
 - ・ 特別審査【45 営業日以内】:サイバーセキュリティ審査業務システム構成組織および重要情報インフラ保護業務関連部門の意見の不一致→サイバーセキュリティ審査弁公室における【審査の結論と提案】の再形成→サイバーセキュリティ審査業務システム構成組織および重要情報インフラ保護業務関連部門への発送および意見の聴取→中央サイバーセキュリティ・情報化委員会への承認の申請→審査の結論の形成、および書面による運営者への通知

三、法的リスクと留意点

「サイバーセキュリティ法」第 65 条の規定によりますと、重要情報インフラ運営者はサイバーセキュリティ審

査を申請すべきであるにもかかわらず、申請しておらず、またはサイバーセキュリティ審査を通過していない製品・サービスを使用したときは、関連主管部門が使用の停止を命じ、調達金額の一倍以上、十倍以下の罰金に処し、直接の責任を負っていた主管者その他直接の責任者に対し、一万元以上、十万元以下の罰金に処します。

上述の法的リスクの回避のため、重要情報インフラの運営者はネットワーク製品・サービスの調達時に、サイバーセキュリティ審査の申請実施の必要性を十分に考慮すべきであるものと弊所は考えます。仮にサイバーセキュリティ審査の申請を行うべきであるものとする場合には、契約を正式に締結する前に申請を行い、これにより審査結果が契約の効力に対してもたらす不確定性を回避していただくようお願いします。このほかにも、契約中において契約の発効要件を「サイバーセキュリティ審査の通過」とする旨を明確に取り決め、これにより審査の不通過により引き起こされる履行不能の法的リスクを回避していただくこともお勧めします。

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(第四章)(中日対訳)

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(法[2019]254 号)は、中国における民事と商事の司法実務の全般にわたる主な法律の適用問題に対する最高人民法院の意見を反映しており、中国本土のすべての裁判所の案件の審判を指導するための重要なものです。同要綱は十二章もあり、内容が多いため、数回に分けて翻訳させていただきます。

今回は、「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」の第 4 章の中日対訳を作成いたしましたので、詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>